

令和2年6月4日

保護者各位

市川市こども政策部
こども施設入園課

新型コロナウイルス感染症防止に係る保育所等の入園に関する取扱いについて

日頃より保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

5月27日付けで「新型コロナウイルス感染症防止に係る保育所等の入園に関する取扱いについて」にて、在園要件を整える期間を3か月間とさせていただいておりましたが、会社の就労開始日や育児休業明けの復職日について、月の初日が多いことから、保育所等の入園に関する取扱いを以下のとおり再度見直しをさせていただきましたので、ご確認をお願いします。

《保育所等の入園の取り扱い》

登園自粛解除の日の属する翌月から3か月間を経過した翌月1日までを保育所等の在園要件を整える期間とさせていただきます。

※例えば、6月末に登園自粛が解除になった場合には

- ・ 育児休業からの復職の方⇒ 令和2年10月1日までに復職
- ・ 求職活動中の方 ⇒ 令和2年10月1日までに就労の開始
- ・ 上記以外の就労要件の方⇒ 令和2年10月1日までに就労の開始または再開

※ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

※新型コロナウイルスに関する情報は、市公式 Web サイトをご確認ください。

《お問い合わせ先》
こども施設入園課
TEL : 047-711-1785